

〔宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請必要書類一覧〕

提出書類名【宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書〔様式第7号〕（以下「変更登録申請書」という。）】

変更事項ごとの添付書類

1. 氏名・本籍を変更した時 ○変更登録申請書 ＊戸籍抄本	2. 住所を変更した時 ○変更登録申請書 ＊住民票抄本又は住民基本台帳システム利用による本人確認情報	3. 住居表示が変更した時 ○変更登録申請書 ＊市町村から届いた住居番号決定通知書 （原本を必ず持参）	4. 勤務先を変更した時 ○変更登録申請書 △前勤務先の退職証明書 △現勤務先の入社証明書	5. 勤務先の商号変更 ○変更登録申請書
--	---	---	---	--------------------------------

(注1) 上記の変更があれば遅滞なく変更登録申請書を管轄土木事務所の建築担当課に提出しなければならない。

(注2) 住所を変更したときにおける住民票の添付は、住民基本台帳システム利用による本人確認情報を希望すれば省略できる。この場合、システム利用の申立書を提出しなければならない。ただし、申請者の住所地が住基ネットに参加していない場合又は災害等で長期間住基ネットの利用ができなくなった場合は住民票を添付しなければならない。

(注3) 住居表示の変更は、変更登録申請書(様式7号)2部及び市町村から届いた住居番号決定通知書(原本)と写しを2部用意する。土木事務所担当課で原本照合が行われ、その場で原本は本人に返される。住居番号決定通知書を紛失した場合は市町村または最寄りの支所で公称及び住居表示、本人氏名を記載したものを提出し、住居番号変更証明書を発行してもらいそれを添付する。
 (証明書発行に際しては、専用の申請書はなく、手数料もかからないが前もって市民生活課等の担当課へ確認すること。)

(注4) 提出部数は正本1部、写1部。ただし、住居表示変更の場合は(注3)による。